

袋井市農業委員会総会議事録

1 開会の日及び場所 令和4年8月16日(火) 午後1時30分～午後2時30分
袋井市役所 301 会議室

2 議事の構成 農業委員 16 名
出席委員 1 番 松田 明久 2 番 木野 浩之
3 番 永井 英男 4 番 石黒 正幸
5 番 井口 喜裕 6 番 永田 勝美
7 番 西村 淳子 8 番 天野 智康
9 番 村松 恵美子 10 番 荻原 克夫
11 番 鈴木 稔 12 番 加藤 元章
14 番 渥美 敦子 15 番 石川 智康
16 番 安間 啓一

3 事務局 農政課長 1 人
参事兼農地利用係統括係長 1 人
課長補佐兼農業振興係長 1 人
主幹兼農地整備統括係長 1 人
農地利用係長 1 人
農地利用係主任 1 人
農地利用係主事 1 人
農業経営指導マネージャー 1 人

4 議 事

事務局 (木根) それでは、ただいまから8月の総会に入ります。
ここからの議事につきましては、会長の進行でお願い致します。

会長 それでは、ただいまから8月の総会を開会いたします。
最初に、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人は、総会会議規則第18条第2項の規定に基づき、「7番 西村淳子 委員」、「8番 天野智康 委員」を指名いたします。

次に、日程第2、議第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

〈 事務局説明 〉

事務局
(川村)

議第 31 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」。農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定するため、農地法第 3 条の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

【1】

国本 []、田、[] m²、
[] から [] への所有権移転になります。

【2】

深見 []、畑、[] m²、ほか 2 筆、計 [] m²
[] から [] への所有権移転になります。

【3】

太田 []、田、[] m²、
[] から [] への
区分地上権設定（期間 3 年）になります。

3 番について、補足をいたします。

こちらの権利設定は、区分地上権となりますが、この区分地上権とは、地下または上空に工作物等を設置する場合に必要となるものです。

こちらの案件は、令和元年から営農型太陽光発電を行っている農地で、1 回目の更新となります。

太陽光発電事業者が変更となり、[] となりました。

営農者は前回同様に [] となっております。

営農型発電設備の設置者と営農者が異なる場合、5 条許可に係る申請と、3 条許可に係る申請を同時に行う必要がありますので、今回、農地法第 3 条の区分地上権を設定する許可申請がございました。

【4】

梅山 []、畑、[] m²のうち [] m²、
[] から [] への
区分地上権設定（期間 3 年）になります。

4 番について、補足をいたします。

こちらの権利設定も、区分地上権となります。こちらの案件も、令和元年から営農型太陽光発電を行っている農地で、1 回目の更新となります。

太陽光発電事業者に変更はなく、[] で、営農者が変更となり、[] となります。

営農型発電設備の設置者と営農者が異なる場合、5 条許可に係る申請と、3 条許可に係る申請を同時に行う必要がありますので、今回農地法第 3 条の区分地上権を設定する許可申請がございました。

【5】

中新田 []、田、 [] m²のうち [] m²
[] から [] への
区分地上権設定（期間3年）になります。

5番について、補足をいたします。

こちらの権利設定も、区分地上権となります。こちらの案件は、案件3の事業者と同じ事業者で、令和元年から営農型太陽光発電を行っている農地で、1回目の更新となります。

太陽光発電事業者が変更となり、 [] となります。

営農者は前回同様に、 [] となっております。

営農型発電設備の設置者と営農者が異なる場合、5条許可に係る申請と、3条許可に係る申請を同時に行う必要がありますので、今回、農地法第3条の区分地上権を設定する許可申請がございました。

以上、計5件、 [] m²でございます。

会長

事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員の説明をお願いします。

石黒委員

1番の説明をいたします。申請地は、 [] になります。譲受人の [] さんは、国本、広岡地区で大規模に水稻を耕作しております。譲渡人の [] さんの土地も [] さんが耕作しおりました、特に問題ないと思います。

ご審議よろしく願いいたします。

井口委員

2番の説明をいたします。場所は、 []

[] になります。
[] さんの相続財産の処理に係る案件です。既に現地は、更地にして整備されております。

[] は水田等を大きくやられており、所有権移転という案件になります。特に問題はないと思われます。

ご審議よろしく願いいたします。

3番の説明をいたします。場所は、 []

[] になります。内容としては、営農型太陽光発電の継続のための更新手続きとなります。譲渡人は [] さんで、譲受人は [] になります。目的は営農型太陽光発電となっております。こちらにつきましては、太陽光設置者と耕作者が異なるため、3条の申請がございました。

ご審議よろしく願いいたします。

4番の説明をいたします。こちらも3番と同じ営農型太陽光発電の更新です。[]さんから[]へ地上権の設定の更新です。管理はされておりますが、今後、問題もでてくる可能性もありますので、申請者にしっかり耕作しないと3年後の許可はありませんと釘をさしておきました。ある程度は営農してくれると思いますが、今までを見ていると太陽光発電だけやっていればという考えですので、現場確認をし、3年後の判断をしていきたいと思います。今回は、印を押しましたので、許可をお願いしたいと思います。

5 番の説明をいたします。この場所は、[REDACTED]
[REDACTED]です。内容等については、問題ないと思います。この後の5 条の案件で説明があります。

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

それでは、質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。

次に、議第 32 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議第 32 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」。農地を転用するため、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

高尾 []、畑、 [] m²、ほか3筆、計 [] m²につきましては、 []

が住宅敷地拡張のため、転用申請されるもので、申請地は、第二種住居地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【2】

浅羽、畑、㎡、ほか2筆、計㎡につきましては、が自己用住宅敷地として、転用申請されるもので、申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

以上、計2件、畑、㎡でございます。

会長 事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員の説明をお願いします。

松田委員 1番の説明をいたします。申請地は、高尾のになります。場所は、になります。この場所は、区画整理事業地内で、先日、現場を確認したところ、まだ工事中でありました。の住宅拡張のための申請となります。特別問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。

加藤委員 2番の説明をいたします。場所は、浅羽でになります。さんは、この土地を相続により取得して、今、に住んでおりますが、定年退職後、地元の取得した土地に自己用住宅を建て、今の住宅を売却し、浅羽に戻ってくるということで、家庭排水は公共下水道、雨水は道路側溝に流すことになっておりますので、問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。

会長 担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

それでは、質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。

議第32号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。

よって議第32号については、承認することに決しました。

次に、議第 33 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

〈 事務局説明 〉

事務局
(浜本)

議第 33 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」。農地を農地以外のものにするため、農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請が、下記のとおりありましたので審議を求めます。

【1】

川井 []、田、[]^m、ほか 1 筆、計 []^mにつきましては、[] から [] へ所有権移転を行い、長屋住宅として転用申請されるもので、申請地は、申請地は、工業地域に指定されており、第 3 種農地に該当します。また、申請地は、令和 4 年 8 月 10 日付けで袋井市土地利用事業の承認を受けております。

【2】

木原 []、畑、[]^m、ほか 1 筆、計 []^mにつきましては、[] から [] へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が 40%を超えることから、第 3 種農地に該当します。

【3】

久能 []、田、[]^mにつきましては、[] から [] へ所有権移転を行い、駐車場敷地拡張のため転用申請されるもので、申請地は、第 1 種農地および第 3 種農地に該当しない農地であることから、第 2 種農地に該当します。

【4】

堀越 []、田、[]^mにつきましては、[] から [] へ所有権移転を行い、資材置場敷地として転用申請されるもので、申請地は、工業地域に指定されており、第 3 種農地に該当します。

【5】

山科 []、田、[]^mにつきましては、[] から [] へ使用貸借により、資材置場敷地として転用申請されるもので、申請地は、農用地区域内農地、いわゆる青地農地に該当し、原則不許可となりますが、許可日から令和 5 年 3 月 31 日までの一時転用となります。

【6】

国本 []、畑、 [] m²、ほか8筆、計 [] m²につきましては、 [] から [] へ所有権移転を行い、ゴルフ場敷地拡張のため転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【7】

村松 []、畑、 [] m²のうち [] m²につきましては、 [] から [] へ賃貸借により、営農型太陽光発電施設敷地として、一時転用の更新の申請をするもので、 [] が、サカキの栽培を行っております。また、申請地は、農用地区域内農地、いわゆる「青地」農地に該当し、3年間の一時転用申請です。

【8】

太田 [] の一部、田、 [] m²のうち [] m²につきましては、 [] へ使用貸借により、営農型太陽光発電施設敷地として、一時転用の更新の申請をするもので、 [] が、ブルーベリーの栽培を行っております。また、申請地は、農用地区域内農地、いわゆる「青地」農地に該当し、3年間の一時転用申請です。

【9】

横井 []、畑、 [] m²、ほか1筆、計 [] m²につきましては、 [] ほか1名から [] へ所有権移転を行い、建売住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【10】

見取 []、畑、 [] m²、ほか1筆、計 [] m²につきましては、 [] へ所有権移転を行い、自己用住宅兼事業用敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【11】

山田 []、畑、 [] m²のうち [] m²、ほか1筆、計 [] m²につきましては、 [] へ賃貸借により、営農型太陽光発電施設敷地として、一時転用の更新の申請をするもので、 [] が、茶の栽培を行っております。また、申請地は、農用地区域内農地、いわゆる「青地」農地に該当し、3年間の一時転用申請です。

【12】

下山梨、畑、 m^2 につきましては、からへ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【13】

下山梨、畑、 m^2 につきましては、からへ所有権移転を行い、貸駐車場敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【14】

浅羽、畑、 m^2 につきましては、からへ所有権移転を行い、駐車場敷地として転用申請されるもので、申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【15】

浅羽、田、 m^2 につきましては、からへ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【16】

梅山、畑、 m^2 のうち m^2 につきましては、からへ使用貸借により、営農型太陽光発電施設敷地として、一時転用の更新の申請をするもので、が、サカキの栽培を行っております。また、申請地は10ha以上の集团的農地の区域内にある農地で、第一種農地に該当し、3年間の一時転用申請です。

【17】

中新田、田、 m^2 のうち m^2 につきましては、からへ使用貸借により、営農型太陽光発電施設敷地として、一時転用の更新の申請をするもので、が、ブルーベリーの栽培を行っております。また、申請地は10ha以上の集团的農地の区域内にある農地で、第一種農地に該当し、3年間の一時転用申請です。

【18】

西同笠、田、 m^2 につきましては、からへ所有権移転を行い、保育園敷地拡張のため転用申請されるもので、申請

地は、街区に占める宅地の割合が 40%を超えることから、第 3 種農地に該当します。

以上、計 18 件、田、 ㎡、畑、 ㎡でございます。

会長

事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員の説明をお願いします。

木野委員

1 番の説明をいたします。申請地は、川井の で、 になります。今回の申請は、川井の さんの畑を というところへ所有権移転をしてアパートを 2 棟建設する計画です。場所は工業用地であり、既に周囲は宅地やアパートが建っており、土地利用事業ということで調整池も整備されるため、特別問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

続きまして 2 番の説明をいたします。申請地は、 で、今回で 3 回目ぐらいの申請があつて分譲住宅が建っており、 に位置しております。今回の申請は、地主の から へ自己用住宅敷地として所有権移転する計画です。申請地は既に西側は建売住宅が整備されております。汚水は合併浄化槽で北側の道路側溝へ流します。特に問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

永井委員

3 番の説明をさせていただきます。申請地は、久能で の方向で、 になります。 から へ所有権移転をして、駐車場にする申請です。 は、施設の近くで障害福祉の支援組織の事業所を経営しております。申請地の北側の隣地に事業用の駐車場になりますが、会議等のときに駐車場が不足するため、今回の申請地で対応したいということです。造成は砂利敷きで、雨水は西側の水路方向に流す計画です。車の進入につきましては、既存の駐車場に掛かっている橋を通過して侵入する計画でございます。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

4 番の説明をいたします。申請地は、堀越で になります。 から へ所有権移転をして、 の資材置場にするための許可申請です。東側は、 会社敷地になっております。西側は、現在農地です。造成は碎石敷で雨水は自然浸透ということです。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

続きまして5番の説明をいたします。申請地は、山科で
になり。で、青地農地のエリアになります。
が、個人が所有する農地を使用貸借で市の水道工事の資材置場にするための一時転用の申請です。この場所は、2021年10月に今回と同様の一時転用の申請があった場所です。現地調査の時点では一時転用で使用するために敷かれた碎石が残っていましたが、今回の一時転用完了後は、碎石を除去し、オリーブを植える計画だそうです。周辺は水田で、雨水は自然浸透と南側の水路に放水することです。申請どおりに準備してもらえれば問題ないかと思われませんが、しっかりそのように復帰して農地にさせるかを確認していただきたいと思います。
ご審議お願いいたします。

石黒委員

6番の説明をいたします。申請地は、国本
になります。申請者の
にさ
んの畑を譲り受けて敷地拡張したいとの申請であります。は親が
亡くなり農地を相続しましたが、耕作できないということで、
がゴルフ場の敷地として取得するもので、特に問題ないかと思いま
す。
ご審議よろしくをお願いいたします。

7番の説明をいたします。申請地は、村松大谷になります。
になります
ます。営農型太陽光発電の更新の申請ということで、申請者の
が
さんの農地にサカキを植えて、その上で太陽光発電をして
おります。の生育があまりよくないのですが、管理のほうは比較
的よく行われていますので、問題はないように思われます。
ご審議よろしくお願いします。

井口委員

引き続きまして8番の説明をいたします。場所は、袋井の
になります。内容は、営農型太陽光発電の継続た
めの申請手続きとなります。譲受人は、
で、営農型では耕作
者は
になります。栽培作物はブルーベリーとなります。現在の
状態を説明いたしますと、ブルーベリーは改植されており、まだ、収穫
されるまでにはもう少し時間がかかる状態となっております。
ご審議よろしくお願いいたします。

引き続きまして9番の説明をいたします。場所は、
の付近です。譲渡人の
から森町の
さんへの建売住宅2棟建設のための案件になります。3種
農地になります。周辺は住宅地域で、ある程度整備されており、排水につ
いても近くには農地がありませんので、影響はないと思われます。

ご審議よろしくお願いいたします。

西村委員

10 番の説明をいたします。場所は、[]になります。今回、[]が所有している宅地と農地を[]が取得されます。住宅の西側を整備されて事業用の敷地にされることです。雨水も自然浸透で、今、住宅として使われているところを、そのまま使われるということで、心配ないと思われます。

ご審議よろしくお願いいたします。

村松委員

11 番の説明をいたします。場所は[]にあります。営農型太陽光で、下部農地ではお茶を栽培しております。写真を見ていただくと分かると思いますが、大変高い位置に太陽光が設置されていて、きれいに耕作されておりました。周辺にも問題ないと思います。

ご審議よろしくお願いいたします。

鈴木稔
委員

12 番の説明をいたします。12 番と 13 番は、同じ場所と申請者になりますので、一緒に説明させていただきます。申請地は下山梨、場所は[]になります。[]から[]への所有権移転となります。12 番については、自己用住宅の敷地にするとのこと。生活排水は、合併浄化槽を通し、道路側の水路に流す計画です。

13 番のほうは貸駐車場にするということで、碎石を敷いて自然浸透になります。周りも住宅であり問題ないと思われます。

ご審議よろしくお願いいたします。

加藤委員

14 番の説明をします。場所は[]になります。[]から[]に所有権移転をして、自己用駐車場と残ったスペースを貸駐車場にしたいという申請がございました。現地調査の際に、既に駐車場として利用していた形跡が見られたため、許可がおりるまでは駐車場として利用しないように指導いたしました。

排水は、北側の市道の側溝に流すので、ご審議ほどよろしくお願いいたします。

15 番の説明をいたします。場所は、浅羽で[]になります。[]から[]へ所有権移転して自己用住宅を建てる申請がございました。現在、[]のアパートに住んでいますが、子どもが大きくなり手狭になるため、この申請地に自己用住宅を建てて親と同居するということです。排水は、公共下水と東側の道路の側溝に流す予定です。特に問題ないと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

石川委員

16 番の説明をいたします。場所は、[]から[]への営農型太陽光の再更新の申請です。今後、色々と問題が出てくるかもしれませんが、[]営農を適切に行わなければ、3 年後の許可がで

きないと釘をさしておきました。
ご審議よろしく願いいたします。

安間委員 17 番の説明をいたします。■■■■から■■■■への営農型太陽光発電の申請です。中新田の地域の方と色々と話した後に、耕作者である■■■■さんと話をしましたが、もみ殻を下に敷いて、草が生えないように、しっかり耕作を行っていきたいと言っており、非常に真面目な印象を受けました。しかしながら、しっかり管理しないと許可できないことを伝えました。
ご審議よろしく願いいたします。

18 番の説明をいたします。場所は、西同笠で■■■■にあります。この場所は、■■■■が耕作していた田で、建物に囲まれていて作りづらい場所でありました。今回、■■■■が敷地拡張をされたいということで、■■■■も譲ったところでありました。現地調査をしたところ一つ疑問に思うところがあって、用水は国道 150 号線のほうから入ってくるのか、今までの通常のパイプで入ってくるのか、疑問点がありましたので、事務局で調べたことがありましたらお願いいたします。
ご審議よろしく願いいたします。

事務局 (芝崎) 排水につきましては、北側の排水路のほうにもっていくこととなります。南側にある側溝は用悪水路で、現状どおりとなります。

会長 ありがとうございます。
担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

加藤委員 営農型太陽光の案件がたくさんありますが、米、茶の売り上げはすぐわかりますが、サカキとかの売り上げの基準はある程度あるのですか。

事務局 (芝崎) 茶であるとか、米などの作物につきましては、収量であるとかそういったものが目安はあるのですが、サカキであるとかブルーベリーはどのように判断するかというと、サカキ、ブルーベリーなどは一定期間たたないと収穫できないということになりますので、収穫ができるようになってからとなります。収量については、県において作物の収量の目安がありまして、それを見ていただきながら、たとえば 1 反当たり 100kg とれるといった基準があり、それを収量の 8 割で提出してくださいということでお願いしております。

荻原委員 同じ質問ですが、■■■■さんのところは写真をみてもきれいに耕作されています。特に 17 番は、3 年の期限がきたから申請がでてくるのはおかしいと思うのです。私は 17 番については、改めてもう一度、きれいに整備してから申請してもらい、指導の中でしていただきたいと思います。私は、17

番は許可しない方向でやっていただきたいと思います。現状、何の手入れもしていないため、きれいにして改めて申請していただきたい。

安間委員

■さんにあったとき、この後、草を刈るということを言っていました。その後、確認すればよかったですが、この時の写真は、草が繁茂している状態です。草を刈ることも必要なことですが、栽培可能な状態にできているかを判断する必要があると思われます。栽培の仕方は私自身よく分からないのですが、植え付けてからブルーベリーは何年ぐらいで収穫できるのか、サカキはどのぐらいで収穫できるのか、我々が分かっているならば、現地調査に行ったとき、何年目でこれぐらいという判断ができると思われます。判断基準が難しいので、そのような基準を事務局でデータや情報があれば教えてもらいたいです。

荻原委員

16番の人が栽培したものを売ってしまって、今度はサカキを栽培し、3年ごとに次から次へ作物を変えていってしまうと収穫は一体何なのかという話になってしまいます。

事務局
(芝崎)

まず、中新田■につきましては、写真のほうでは草がかなりあるのですが、草刈りのほうは、この後していることは事務局で確認しておりまして、ブルーベリーのほうも植えていただいて、管理していただくことは確認がとれていますので、お願いしたいと思います。

先ほど、荻原委員からありました耕作者が変わったということですが、営農を引き受けていた方が、営農できないということで、今後、改めて耕作者を探すというようなことになりまして、親戚の方になるのですが、サカキを栽培していくことで、上物につきましては更新ということになります。作物については、結果的に新規ということになってしまったということになりますので、こちらにつきましても、耕作管理を厳しく指導していきたいと思います。

安間委員

何年で、ブルーベリーが収穫できるのか。事務局情報がありますか。

事務局
(浜本)

ブルーベリーですが、■さんにいつ頃収穫できますかと聞いたところ、来年の夏に収穫する予定ということで伺っています。

安間委員

現地調査の際に、どのくらいなら収穫できるのか判断できる必要があります。先ほどみたいに、その都度変わってしまうと、判断ができなくなってしまう恐れがあります。

柴田委員

先日の農用地利用調整会議で営農型を実施するには、サカキを何本植えて、利益がどのくらい上がるのか、今回、回答することになっているが、どうなっておりますか。

事務局 (川村)	利用調整会議でご質問があったことについて、その後、申請者さんに聞きて、今回は24本植えるということで、全てポット栽培になります。生産額のほうは、 円を予定していることを伺っております。
柴田委員	それは、何年後ですか。
事務局 (川村)	3年後になります。
柴田委員	目標が達成することができない場合は、どうするのですか。
事務局 (芝崎)	出来ない場合でも、しっかり肥培管理をしていただき、生産できるように指導してまいります。
柴田委員	16番の案件は、初めはセダムをやるということですが、今度は途中からサカキになって、今まで草が繁茂していて、更新するためにきれいにしているだけで、しっかり管理してもらわないと困ります。 従わない場合は、不許可にしてもらいたい。
荻原委員	不許可にするということは、ここの農業委員会で更新を認めなければ良いということになります。
古川委員	皆さんに農地パトロールをやってもらって、確認にいくものですから、その時に、こういった太陽光のところを確認して、出来たら写真をとり、去年はこうだったと、指導もできると思いますので、現地を確認していく必要があると思います。
井口委員	ここにいる皆さんは農業者でありますので、作物の栽培については基本的なことは分かっています。どのようにしたら栽培できるのか、問題点はここにあると思いますとか、ここにいる皆さんは農業のプロですから、その観点から指導していく必要があると思います。
石川委員	愛知県では、上と下と同じ人でないと許可を出さないと聞いております。静岡県では、許可を出していますが、これだけ問題がでてくると、これからは上と下が同じ人でないという前提でないと許可を出さないということではないのですか。 静岡県が決めているのか、袋井市が決めているのか、その辺はどうなっているのか。
松田委員	上と下、地権者の三者が別々だと指導を誰にすればよいのか分かりません。苦情を言うにも一人にもっていくほうが、全てうまくいくと思います。石川さんの意見に賛成です。

会長	原理原則で農家の方が農地を共同利用したいということですね。 土地所有者と耕作者と事業者の三つがバラバラになっている、そのような制度でよいということになっていることで、非常に問題があるものですから、県農業会議にこのようなことがあることを意見として言っていきたいと思います。営農型太陽光は、市町をまたいで実施しているため、悪質な業者がまたいでうまくやっている場合があります。県農業会議の中でも営農型太陽光発電の研究会がありますので、その中で情報交換を行っていきたいと思います。
安間委員	ここの3者の最高責任者は誰になりますか。
事務局 (芝崎)	これは、あくまでも5条の申請者になりますので、3者それぞれが責任者になると思われます。
会長	本日の8番ですが、XXXXXXXXXXのブルーベリーをやっております。3年間経って更新の一時転用が出ておりますが、ほとんどの木を植え替えております。昨年の10月、自宅にブルーベリーを植え、実がなっております。10本植え、実が穫れました。土壌改良して植えれば、実がなっていきます。 今後、北部、南部の現地調査時において、2か所程度回るようにして、皆さんも確認するようにしていきたいと考えます。今回、しっかりとした条件を付けさせ、承認していきたいと思います。 条件を守らない場合は、3年後は不許可としたいと思います。
荻原委員	草が繁茂した状態では、地元の農家の方々も不信感を抱くと思います。そのような場合、農業委員会としても許可しない、最終的には意見書を付けて、このままでは更新はできませんと、農業委員会としてしっかりその方に伝達することが大事だと思います。
安間委員	XXXXの話聞いて、下草を堆肥として土が再生する方法も注目されていることもあって、彼のやり方を見てみたいと感じました。 もみ殻を下に敷いて、土壌を作っていく方法を聞きましたが、実際、実がとれないようにならないと、だめであることを伝えました。
松井委員	耕作計画書が出されるわけですが、それに基づいて市が確認することはしないのですか。
事務局 (芝崎)	しています。
松井委員	それは各年度ごとですか。

事務局
(芝崎)

そうです。

松井委員

指導については、どの程度強制力があるのかわからないですが、やはり、計画書通りにやってもらいたいと思います。農業として利益がでるように指導をしっかりしてもらいたい。会長が言われるように条件を付けた方がよいのではないかと思います。

会長

今回、■■■■が関連する 17 番と 8 番の案件につきましては、条件付きで許可をしていきたいと思いますが、現時点では許可条件が決まっておりませんので、一旦保留にすることができますか。1 か月以内の保留の場合は、再度会議を開催しなければいけないでしょうか。

事務局
(芝崎)

保留にすることは難しく、速やかに臨時会議を開催することになるかと思っています。

会長

忙しい中でまた臨時会議を開催することはなかなか難しいと思います。私は一つの提案として、この案件といたしましては、今日皆さんから条件付きということで採決いただいて承認していただきたい。

会長の提案ということで、そのようなかたちでこの案件について同意を求めたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ありがとうございます。

それでは、議第 33 号については、条件付きということでご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。

よって議第 33 号については、承認することに決しました。

次に、「議第34号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

〈事務局議案の説明〉

事務局
(川村)

議題34号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

利用権各筆明細(一般)新規3年

(令和4年9月1日～令和7年8月31日)令和4年8月17日公告。

【1】

土橋、田、 m^2

貸主、借主、

水稻、無償、他6筆

合計7筆、 m^2 、貸主5人、借主4人でございます。

利用権各筆明細(一般)再設定3年

(令和4年9月1日～令和7年8月31日)令和4年8月17日公告。

【1】

豊沢、畑、 m^2

貸主、借主、

茶、物納、茶1kg、他36筆

合計37筆、 m^2 、貸主13人、借主5人でございます。

利用権各筆明細(一般)新規6年

(令和4年9月1日～令和10年8月31日)令和4年8月17日公告。

【1】

新池、田、 m^2

貸主、借主、

水稻、物納米60kg 他4筆

合計5筆、 m^2 、貸主3人、借主3人でございます。

利用権各筆明細(一般)再設定6年

(令和4年9月1日～令和10年8月31日)令和4年8月17日公告。

【1】

豊沢、畑、 m^2

貸主、借主、茶、無償 他11筆

合計12筆、 m^2 、貸主6人、借主6人でございます。

利用権各筆明細(一般)新規10年

(令和4年9月1日～令和14年8月31日)令和4年8月17日公告。

【1】

友永、田、 m^2

貸主、借主、水稻、物納米60kg 他46筆

合計47筆、 m^2 、貸主26人、借主12人でございます。

利用権各筆明細(一般)再設定10年

(令和4年9月1日～令和14年8月31日)令和4年8月17日公告。

【1】

新池、田、 m^2

貸主、借主、水稻、

金納、8,000円 他34筆
合計35筆、 m²、貸主11人、借主11人でございます。

利用権各筆明細(中間管理機構)新規10年一括方式
(令和4年9月1日～令和14年8月31日)令和4年8月17日公告。

【1】

中 、田、 m²
貸主、 、借主、 、水稻、
金納、5,000円 他10筆
合計11筆、 m²、貸主6人、借主4人でございます。

令和4年8月17日公告予定の農用地利用集積計画総括表でございます。
今回の利用権設定面積等の合計は、表の一番右下の欄ですが、約18ヘクタールでございます。

農用地利用調整会議にてご質問いただいた、サカキの栽培の金額等は、先ほどのとおりです。

以上でございます。

会長 事務局の説明が終わりましたので、ここで8月1日に開催された農用地利用調整会議の結果について、古川委員長から報告をお願いします。

古川委員 それでは報告いたします。
令和4年8月1日(月)302会議室におきまして第2回農地利用調整会議を開催いたしました。
それぞれ皆様方にお示しをしたとおり、利用権の設定のなかに課題、問題がありそうなものにつきましては、事務局の方に質問をしまして、利用権設定を完了したことを報告いたします。

会長 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

＝ 質疑・応答 ＝

会長 質問もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。お諮りいたします。
議第34号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

＝ 異議なしの発言 ＝

会長 ご異議なしと認めます。
よって議第34号については、承認することに決しました。

会長

次に、日程第3、報第10号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」、報第11号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可決定及び指令書の交付について」。事務局から続けて報告をお願いします。

事務局
(川村)

報第10号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」。
農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による合意解約の通知が下記のとおりありましたので、報告します。

【1】

松原■■■■■、田、■■■m²
■■■■■、■■■■■、転用目的 ほか1件

以上、計2件、■■■■■m²でございます。

事務局
(浜本)

報第11号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可決定及び指令書の交付について（会長専決事項）」。

袋井市農業委員会会長専決規程第2条により下記のとおり執行しましたので、報告します。

令和4年7月22日に開催されました常設審議委員会において、農地法第5条1件が許可相当とされましたので、報告いたします。申請地は山科■■■■■、転用者は■■■■■■■■■■の案件になります。

会長

ありがとうございました。

以上で、協議事項の日程が終了しました。

議事録署名人